

がん対策推進基本計画の早期実現を求める意見書

日本国内のがん患者は、年々増加の一途を辿り、もはや国民病と言っても過言ではない状況である。がんは、国における5大疾病の一つに位置付けられ、都道府県、市町村保健医療計画においても具体的ながん対策の推進が挙げられている。

国においては、平成19年4月に施行された「がん対策基本法」に基づき、平成23年度末までの5年間において、がん対策を総合的かつ計画的に推進するための「がん対策推進基本計画」を策定し、取り組んできており、この間、拠点病院の整備、緩和ケア提供体制の強化など一定の効果は上げてきたものの十分な対応は出来ていない。

高齢化とともにがんの罹患者数、死亡者数が増加していく中で、がん患者の生活支援やがんの教育などの新たな課題が明らかになり、「がん対策推進基本計画」は平成24年6月に、平成24年度から平成28年度までの5年間を対象として見直しがされたところである。この計画が早期に実現することを望むとともに、さらなるがん対策の推進のため、次の項目について地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

記

1. 生活支援に関すること。

自分らしく生きる権利と生活の確保のため、「がん対策推進基本計画」に基づいた相談体制、就労支援等、具体的な施策を講じるとともに早期実現すること。

2. がん医療の充実に関すること。

がん患者の経済的負担を緩和するために、医療費補助の拡大、医療保険適用拡大などの施策の充実を図ること。

3. 知識の啓発と教育に関すること。

教育委員会をはじめとする教育関係者、国・県・地方公共団体等が協力して「がん教育」に対する試行的取り組みや副読本等の作成など、教育体制の充実を図ること。

平成25年9月2日

兵庫県養父市議会

内閣総理大臣

財務大臣

厚生労働大臣

文部科学大臣

兵庫県知事

様